

一宮監公表第6号

令和6年1月24日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二

一宮市監査委員 丹 羽 達

一宮市監査委員 花 谷 昌 章

一宮市監査委員 服 部 修 寛

消防本部及び消防署の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、消防本部及び消防署の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

消防本部及び消防署の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、消防本部及び消防署の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

消防本部（総務課、通信指令課、予防課、消防救急課）及び消防署（一宮消防署、尾西消防署、木曾川消防署）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和5年4月1日から令和5年8月31日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

消防団に関する事務について

- ア 報酬、費用弁償、退職報償金は適正に支払われているか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

消防長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和5年9月26日 ～令和6年1月10日
監査事務局による 実地調査	総務課、通信指令課、予防課、 消防救急課、一宮消防署本署	令和5年10月17日、 同月18日
	一宮消防署分署、木曾川消防 署	令和5年10月19日
	尾西消防署、今伊勢・奥消防 出張所	令和5年10月20日
監査委員による 本監査	消防本部3階大会議室	令和6年1月18日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 総務課・消防救急課・尾西消防署共通

(1) 備品の管理に係る事務について

一宮市物品等会計規則第16条で、課長等は備品管理システムにより備品を管理しなければならないと規定されているが、備品管理システムに登録されていない備品が、総務課で2点、消防救急課で1点、尾西消防署で1点あった。

所管課の説明によると、総務課及び消防救急課の上記備品については、他課で廃棄手続済のものと考えられ、尾西消防署の上記備品については、自課で廃棄手続済のものであり、いずれも再利用する際に備品管理システムに登録せずに使用していたとのことであった。

一宮市物品等会計規則に基づき、速やかに手続を行うとともに、管理体制を見直し、備品管理に万全を期されたい。

◎ 総務課

(1) 備品の管理に係る事務について

前述の総務課・消防救急課・尾西消防署共通の検出事項のとおり。

◎ 通信指令課

特になし。

◎ 予防課

特になし。

◎ 消防救急課

(1) 工事の監督員及び検査員の任命に係る事務について

浅井・西成消防出張所給湯設備修繕工事始め5件の修繕工事において、任命された監督員と検査員が同一の職員であった。また、浅井・西成消防出張所給湯設備修繕工事では、任命された検査員ではない職員により完成検査完了報告が行われていた。

監督員は、工事等の契約の履行途中において立会い、指示その他適当な方法によって適正な履行を図る者で、検査員は、契約が契約の内容どおりに適正に履行されたか確認する者である。監督員と検査員が同一人物であることで、各段階におけるチェックが十分に機能せず、不正、不備が見逃されるなど不正防止のけん制効果がなくなるため、原則兼職を禁止している。

監督員及び検査員の職務は重要であるので、監督、検査が確実になされるよう、適切と認められる者を選定するとともに、工事等の契約の適正な履行を確保されたい。

(2) 備品の管理に係る事務について

前述の総務課・消防救急課・尾西消防署共通の検出事項のとおり。

◎ 一宮消防署
特になし。

◎ 尾西消防署

(1) 公印押印文書の管理に係る事務について

り災証明書、防火管理者資格証明書、救急搬送証明書については、即日交付に備え、あらかじめ公印が押印された証明用台紙を、尾西消防署及び木曾川消防署で一定数保管している。各種証明用台紙の保管状況を調査したところ、尾西消防署で保管している、り災証明書について、定期的に現物と受払簿との照合を行っておらず、現物と受払簿の残数が一致していなかった。

公印は公務上作成された文書の真正性を担保することを目的として押印されるものであり、あらかじめ公印が押印された文書についても公印押印時と同様に厳格に管理する必要がある。

速やかに原因を調査するとともに、定期的に現物と受払簿との照合を行い、公印の管守に万全を期されたい。

(2) 備品の管理に係る事務について

前述の総務課・消防救急課・尾西消防署共通の検出事項のとおり。

◎ 木曾川消防署
特になし。

以上